

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年2月4日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三井アウトレットパーク滋賀竜王 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山地先
- 2 提出された意見の概要 竜王町からの意見
 - (1) 交通渋滞対策、地球環境問題への対応の観点から路線バス等、公共交通の積極的な活用について指導されたい。
 - (2) 駐車待ちの車輛による路上への滞留を防ぐため、商業施設への入退車輛の誘導について、交通誘導運用計画を示し、駐車場利用計画、警備員（誘導員）や車両誘導看板の適切な配置、また混雑期における臨時駐車場の利用計画について具体的に説明するよう指導されたい。
 - (3) 開店時等、混雑期のトラブル回避をはかるため、上記のことを踏まえ、竜王町が主催する「竜王商業施設周辺交通対策会議」で詳細事項を説明するよう指導されたい。
 - (4) 駐車場（臨時駐車場を含む）については、防犯上、周辺道路から進入できないようにフェンス等を設置するよう指導されたい。特に営業時間外における防犯管理について徹底するよう指導されたい。
 - (5) 消防防火設備や施設の整備については、近江八幡消防署と事前に十分協議を行い実施するよう指導されたい。
 - (6) 防犯対策については、近江八幡警察署と事前に十分協議を行い実施するよう指導されたい。
 - (7) 騒音および照明について、近隣住民の生活環境に十分配慮するよう指導されたい。周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合は、その適切な対策について、周辺自治会や本町と協議対応するよう指導されたい。
 - (8) 事業系一般廃棄物（生ごみ、可燃ごみ）について、生ごみのたい肥化等廃棄物の減量化を進めるよう指導されたい。
 - (9) 本町と締結した地域貢献基本協定の趣旨に従って、引き続き個別の地域貢献策に取り組むよう指導されたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口3
 - (2) 縦覧期間 平成25年2月4日から平成25年3月4日まで